

申請子ども1人につき1枚必要です

### 【記入例】

## 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

申請日 令和 年 月 日

瀬戸内市長 様

下部記載の事項(幼稚園や特別支援学校の認定を申請し) ※1 預かり保育事業施設を含みます。

住民票が瀬戸内市にある父又は母の指名をご記入ください。  
償還払いの手続き時、原則、こちらに記入された保護者様名義の指定口座へお振込みとなります。

の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特 日付は空欄でご提出ください。  
するるので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、秋のこども施設等利用給付に  
時間を含み提供時間が8時間未満または2年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育

1. 申請者		認定希望日(施設利用開始日)		令和 **年 **月 **日	
ふりがな	せとうち はなこ	申請子どもとの続柄	母	住所	瀬戸内市牛窓町牛窓4911
日中につながる電話番号をご記入ください。	瀬戸内 花子				
日中の連絡先(電話番号) ※2 連絡がつく順に記入してください。	①父携帯・母携帯・自宅・その他( )		0869-34-****	②父携帯・母携帯・自宅・その他( )	090-****-****
生年月日	令和 **年 **月 **日		※申込時に市外に住所がある方のみ記入 転入予定日: 令和 年 月 日		

2. 保護者及び申請子ども		市外にお住まいの方はご記入ください。	
父	母	申請子ども	
ふりがな	せとうち たらう	せとうち みらい	(性別: 男( ) 女( ))
氏名	瀬戸内 太郎	瀬戸内 未来	
生年月日	(S)・H 62年 3月 11日	5月 22日	(H)・R 30年 6月 30日
住所	同上	同上	同上

3. 世帯の状況(父母・申請子どもを別々に入居している方に居住する全員を記入してください。(世帯分離している場合も含む))			
ふりがな 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先等
せとうち まさき 瀬戸内 将来	兄	大正 昭和 平成 令和 25年 7月 1日	せとうち小学校
せとうち しげぞう 瀬戸内 茂三	祖父	大正 昭和 平成 令和 37年 9月 1日	せとうち自転車
せとうち きこ 瀬戸内 菊子	祖母	大正 昭和 平成 令和 37年 10月 1日	スーパーせとうち
同一家庭に居住(世帯分離している場合も含む)している祖父母等がいる場合は、記入してください。		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	

4. 利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。			
ふりがな	せとうちようちえん	所在地	〒 701 - 4392 住 0869 ( 34 ) ****
施設名	瀬戸内幼稚園	利用開始予定日	令和 **年 **月 **日

※申請にあたって同意していただく事項

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。